

I

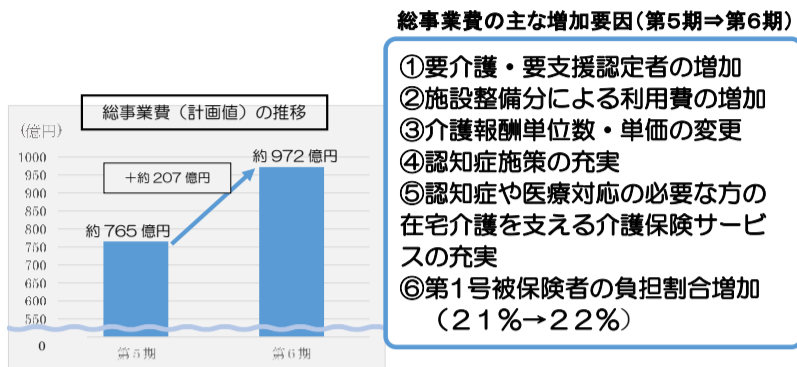
パブリックコメント時点での介護サービス見込み量と保険料基準額

①高齢者人口（第1号被保険者数） 8,412人増加
2014年度：104,394人 ⇒ 2017年度：112,806人

②要介護・要支援認定者数 3,975人増加
2014年度：17,823人 ⇒ 2017年度：21,798人

③介護保険給付に必要な費用の合計 約207億円増加
第5期：約765億円 ⇒ 第6期：約972億円

④総事業費から算出した保険料基準額 約1,000円増加
第5期：5,226円 ⇒ 第6期：6,200円



- 総事業費の主な増加要因(第5期⇒第6期)
- ①要介護・要支援認定者の増加
 - ②施設整備分による利用費の増加
 - ③介護報酬単位数・単価の変更
 - ④認知症施策の充実
 - ⑤認知症や医療対応の必要な方の在宅介護を支える介護保険サービスの充実
 - ⑥第1号被保険者の負担割合増加(21%⇒22%)

《第6期》 総事業費：約972億円 保険料基準額：約6,200円

II

未反映であった保険料増額・減額要因

| 1 介護保険制度改正による影響 | | | 2 介護報酬改定による影響 |
|--|---|--|--|
| <p>①利用者負担割合の見直し</p> <p>【制度説明】 介護保険サービスを利用した場合、利用料金の1割が自己負担となります。所得にかかわらず一律1割負担です。</p> <p>【改正による影響】 ・一定所得以上の方（合計所得160万円以上ある方等）は、利用者負担割合が1割から2割になります。</p> <p>減 給付費約8億円減少 ↓ △約51円</p> | <p>②補足給付の見直し</p> <p>【制度説明】 施設サービスを利用した場合の食費・居住費について非課税世帯の方が支払い困難にならないよう、所得に応じた負担限度額を定め、差額分を保険給付するものです。</p> <p>【改正による影響】 ・世帯分離している配偶者の所得も勘案するようになります。 ・支給基準に、所得のほか、資産要件も追加されます。</p> <p>減 給付費約6.2億円減少 ↓ △約39円</p> | <p>③利用者負担割合の見直しに伴う高額介護サービス費の増加</p> <p>【制度説明】 同月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額となった場合、一定額を超えた分を保険給付するものです。</p> <p>【改正による影響】 ・利用者負担割合が1割から2割になることで、自己負担額が増加し、高額介護サービス費の支給対象となる方の増加が見込まれます。</p> <p>増 給付費約5億円増加 ↓ +約32円</p> | <p>①介護報酬の改定</p> <p>【制度説明】 3年に1度、介護報酬が見直されます。（第5期：1.2%増）また、消費税増税により2014年4月に0.63%の増額となりました。</p> <p>【改正による影響】 ・介護報酬改定を増額改定として見込んでいましたが、財政審議会分科会にて減額改定が示されたことを受けて、第5期と同じ介護報酬で計算いたします。</p> <p>減 給付費約23.8億円減少 ↓ △約152円</p> |
| 給付費約33億円減少 | | | 合計 △約210円 |

III

今後の保険料変動要因

| 1 介護保険制度改正による影響 | | | 2 介護報酬改定による影響 | 3 保険料率等の変更 | 介護給付費準備基金の活用 | 公費による保険料軽減の強化 |
|-------------------|----------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|--|--|
| ①利用者負担割合の見直し内容の確定 | ②補足給付の見直し内容の確定 | ③利用者負担割合の見直しに伴う高額介護サービス費の増加額の見直し | ①介護報酬の改定内容の確定 | ①所得段階及び保険料率の設定 | ■介護給付費準備基金の活用 | ■低所得者の保険料軽減 |
| | | | ・介護報酬の改定内容が国から提示され次第、給付費を見直します。 | ・所得に応じた保険料率等を検討し、見直します。 | ・介護報酬の改定等を踏まえた給付費見込み量の状況を見て、介護給付費準備基金を活用して保険料を減額します。 | ・詳細が確定次第、低所得者の保険料を軽減します。 (※保険料基準額には影響しません。) |
| 合計 《推計中》円 | | | | | | |